

京都市消防局訓令甲第9号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第3条第7項中「消防監」を「消防正監又は消防監」に改める。

別表第1 1備考1を削り、同備考2を同備考とし、同表2備考1を削り、同備考2を同備考とする。

別表第2北消防署の項中

「

大徳寺消防隊	ポンプ車	大徳寺消防出張所
室町消防隊	小型水槽車	室町消防出張所

を

」

「

大徳寺消防隊	小型水槽車	大徳寺消防出張所
--------	-------	----------

に改め、

」

同表東山消防署の項中「水槽車」を「ポンプ車」に、

「

泉涌寺消防隊	ポンプ車
--------	------

を

」

「

泉涌寺消防隊	小型水槽車
--------	-------

に改め、同表西京消防署の項中

」

「、ポンプ車」を削る。

別表第4非常召集の項中「の変更に伴い」を「を確保するため」に改め、「以外の者」の右に「から必要な人員」を加え、同表特設隊の項中「警防態勢の変更に伴い、」を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)